Ⅱ　報告

第２「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則」の一部改正（案）に関する市民意見募集（パブリック・コメント）の結果について

１．改正の趣旨

神戸市では、2026 年３月に循環型社会の実現に向けて、市内で発生する一般廃棄物の減量・資源化、適正処理に向けた施策を定めた「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2035 年の１人・1 日あたりのごみの排出量を 16%削減（対 2023 年度比）することを目標として、より一層のごみの減量・資源化を進めていくこととしている。

特に、事業系ごみのうち「可燃ごみ」には、資源化可能な紙類（資源紙）が 8.2%（約 1.4 万 t）含まれており、目標達成に向けて更なる減量・資源化を進めていく必要があることから、排出ルールを見直し、資源循環を推進するため、市の廃棄物処理施設の受入基準等を定める神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則（1993 年３月 31 日施行）の必要な改正を行う。

このたび、当該規則改正案の市民意見募集を実施し、市の考え方を取りまとめた。

２．募集期間

2026 年 10 月１日（木）から 2026 年 11 月２日（月）まで

３．募集結果

120 通（142 件）

４．施行予定日

2027 年 10 月１日（金）

５．意見要旨

「ご意見の概要」欄は、頂いたご意見を分割・要約し、類似意見の統合、誤字・脱字の修正など体裁を整えているため、各項目における件数と番号は合致しない。

（１）取組み全体に対するご意見 29 件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
1	従来より資源化できる紙類は資源化しており、規則改正には賛成する。 今後も廃棄物削減と環境負荷低減に努めていきたい。	地球温暖化の影響による自然災害の激甚化等が深刻化する中、資源を有効に活用して廃棄物を減らし、温室効果ガスの発生抑制を図るとともに、環境への負荷を低減する循環型社会への変革が必要となっており、市民・事業者・行政による徹底的な減量・資源化の取組みが不可欠です。 また、紙類の資源化を行うことで、温室効果ガスの排出や森林持続性などの環境
2	紙の資源化促進は重要であり、規則改正の方向性に賛同する。 規則改正は、事業系ごみの資源化促進と循環型社会の実現に資するものであり、今後も事業者への周知・啓発を進め、環境負荷の低減に取り組まれるこ	

	とを期待する。	影響項目全体において、ライフサイクル全般の環境負荷が小さくなるとされています。 すでに近隣市や多くの政令指定都市が資源紙を可燃ごみとして排出することを禁止している中で、本市においても、可燃ごみとして排出されているごみの約8.2%（約1.4万t）を占める資源化可能な紙類の資源化を進めていく必要があると考えています。 今後、市のホームページやリーフレット、説明会等を通じて取組みの周知・啓発に努めてまいりますので、引き続き、廃棄物の削減および環境負荷の低減に向けた取組みへのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。
3	資源紙は燃えるごみでよいと思うので、規則改正には反対。	
4	行政は排出事業者に負担を負わせることで目的を達成しようとするが、高い税金を集めているのだから、神戸市が対応すべき。	
5	神戸市は経済活動が衰弱し将来展望も乏しい中で、このような排出事業者の負担が増加する施策が導入されれば、より負担の少ない市外へ、事業者が移転する可能性がある。	
6	資源ごみの回収を事業者に委託し、その対価を支払うことは利権に繋がる懸念があるため反対する。	
7	事業系資源紙の排出禁止になった場合、実際に対応できる法人は限られ、制度の実効性が十分に確保されないのではないか。	
8	資源ごみを再利用する考えに反対するものではないが、紙類は燃焼により比較的容易に処理できる一方、紙のリサイクルにはリソースを消費し費用もかかる。 事業系資源紙の排出禁止は、それほど循環型社会に資するものではなく、逆に市民の負担を増加させるものと考えられるので、反対する。	
9	資源化の取組みについては、その重要性を理解しているが、規則改正については、その効果と負担のバランスについての検討が必要である。 環境負荷がどの程度軽減されるのかについて、市民や事業者が実感できるような具体的なデータや根拠が必要。	

（2）排出事業者負担に関するご意見 35件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
10	飲食店などの小規模店舗では、スペースや人員が限られ、分別用ごみ箱の	地球温暖化の影響による自然災害の激甚化等が深刻化する中、資源を有効に活

	増設や後分別（生ごみを手で分ける作業）は衛生・労務面で現実的ではない。 　また、事業系資源紙が排出禁止になった場合、資源回収の回数を増やしたとしても資源紙を保管するスペースも確保できず、非常に困る。	用して廃棄物を減らし、温室効果ガスの発生抑制を図るとともに、環境への負荷を低減する循環型社会への変革が必要となっており、市民・事業者・行政による徹底的な減量・資源化の取組みが不可欠です。
11	資源化できる紙類の基準が不明確であるため適切な分別を行うことは困難なうえ、企業も人手不足で資源紙の収集運搬を行うような余裕はない。 　また、昨今の物価高騰の中、分別・収集運搬・処分費用等により、小規模の排出事業者であっても相当の金銭的負担が発生しており、従来可燃ごみだった紙類を分別することで新たな手間とコストが発生し、特に中小零細企業にとっては、過大な負担となり、日常業務にも大きな支障が生じる。 　一定の紙類を資源化している事業者にとって、効果が限定的であり、費用対効果が見合わない。 　回収費用が事業者負担となるのであれば受け入れ難い。 　排出禁止にする前に、排出事業者の負担軽減策、排出方法を先に提示してほしい。	すでに近隣市や多くの政令指定都市が資源紙を可燃ごみとして排出することを禁止している中で、本市においても、可燃ごみとして排出されているごみの約8.2%（約1.4万t）を占める資源化可能な紙類の資源化を進めていく必要があると考えています。 　事業者の皆さまには、分別の手間など一定の負担をお願いすることになりますが、今後、具体的な分別方法について分かりやすく示したリーフレットの作成や、無料の回収拠点をはじめとする多様な回収ルートの確保など、負担の軽減に繋がるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 　なお、現在、可燃ごみを排出していただく場合、指定袋の購入費としてごみの処理料金や収集運搬委託費を負担いただいているところですが、資源紙については、排出量等の条件によっては有価物として引き取られ、費用の低減に繋がる場合もございます。 　これらの条件等をわかりやすくホームページ等に掲載するとともに、説明会を開催するなど、周知・啓発に努めてまいります。
12	紙類の資源化の取組みに賛同するが、安定した回収体制の整備と市の支援策の拡充が不可欠である。 　回収拠点の拡充や相談窓口機能の強化を進めるとともに、回収方法の変更により小規模事業者の負担が増加しない制度設計とされたい。 　加えて、事業系資源紙の回収拠点・協力事業者がない地域は持込みが困難なため、委託業者に依頼せざるを得ないが別料金が発生する。地域偏在による負担増が生じないよう、回収体制の整備と費用負担の軽減に配慮をしていただきたい。	

13	紙類の再資源化推進には賛同するが、都市部には 24 時間利用可能な回収拠点が乏しく、排出事業者は遠方まで持ち込む実態があり、市内各所へ拠点を早急に整備してもらいたい。	
14	現状でも資源紙の回収が不安定で支障が出ており、業務効率悪化や施設内のごみの一時保管量の増加が懸念される。 まず適正回収が可能な体制整備を求める。	
15	機密書類は可燃ごみとして排出しており、資源化するとなると分別・一時保管場所を確保できない。 依然として紙の使用が多い現状、中小企業の実態を踏まえて、施行時期の再考を求める。	
16	現場や小規模事業者に過度な分別負担を招きかねないため、実効性ある運用に向けて、資源紙と不適格で焼却可能な紙類（禁忌品）の判断基準を写真・図解・Q&A 等で明確にし、掲示物やチェックシートなどのツールを整備・配布してもらいたい。あわせて、小規模事業者でも迷わない分別手順（チャート・具体例）を提示するなど、明確で分かりやすいルールを速やかに示してもらいたい。	
17	本改正案の趣旨には賛成であるが、円滑な施行には、収集運搬業者・再資源化業者と連携した回収ルート再構築が不可欠であり、小規模事業所等の負担軽減のため、回収拠点の拡充、分別周知、説明会・相談窓口の設置など支援を充実してもらいたい。	
18	事業系資源紙の排出禁止に当たって、大型シュレッダー機の購入費や分別を行う作業代、人件費を補助すること。	

19	工場のような労働者等が多数存在する部署や商業施設のような不特定多数の人間が出入りする場所に設置されたごみ箱に、利用者が分別して排出してくれると考えているのか。 心無い利用者のために、従業員に衛生面の危険を冒してさらに分別させることに対するメリット・デメリットのどちらが大きいと考えているのか。	不特定多数の方が出入りするような場所における分別・再資源化方法、周知方法等については、既に取り組んでいる事業者における工夫等を分かりやすく紹介するなど、排出事業者が適正な分別・資源化に取り組んでいただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ箱に投入された紙が飲食物等で汚れている場合は、資源化が困難なため、禁忌品として可燃ごみで排出してください。

（3）回収ルート・方法に関するご意見 8件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
20	安定的な回収ルートを確保しないまま一律に可燃ごみ排出を禁止すれば、事業者が適法に処理できないおそれがあることから、現在の一般廃棄物収集運搬事業者による回収も含め、安定的なルートを整備してもらいたい。	資源紙の回収を事業系一般廃棄物収集運搬業者に依頼することも可能です。 現在、可燃ごみを排出していただく場合、指定袋の購入費としてごみの処理料金や収集運搬委託費を負担いただいているところですが、資源紙については、排出量等の条件によっては有価物として引き取られ、費用の低減に繋がる場合もございます。 そのため、無料の回収拠点のほか、営業時間中は無料で資源紙を受け入れる「事業系資源紙回収協力事業者」など、各事業者の状況に応じた排出方法を選択いただけるよう、多様な回収ルートを確保しているところです。 引き続き、これらを拡充するなど、排出事業者の負担軽減に繋がるよう努め、これらの条件等をわかりやすくホームページ等に掲載するとともに、説明会を開催するなど、周知・啓発に努めてまいりますので、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
21	大変良いことであるが、分別した紙類は事業系一般廃棄物収集運搬業者に回収してもらえると助かる。 資源紙を分別することで、処理コストの低減、書類等の管理体制強化に繋がるとありがたい。	
22	収集は混載を避けるため別車両での回収が必要となるが、資源化業者への持ち込みではなく、資源紙用の指定袋を新設し、可燃ごみと同様に排出できるルールにしてもらいたい。 分別させるのであれば、資源紙の指定袋を行政で回収し、資源紙の買取まで責任を持つ仕組みに改めたらどうか。	
23	資源紙の排出量が多い大規模事業者は拠点数も多く持ち込み対応が難しいため、収集運搬業者との契約を義務化するのが望ましいのではないか。	

（4）機密書類に関するご意見 31 件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
24	機密書類はシュレッダーで裁断しているが、裁断後のシュレッダー紙はどう取り扱われるのか。 各回収事業者間で取り扱いの違いが出ないよう、指示・要請を徹底してもらいたい。	シュレッダーで処理した資源紙は通常の資源紙と同様にリサイクル事業者に回収を依頼することが可能です。 また、機密書類については、処理時の立ち合い、確実に処理を行ったことを示す証明書の発行、専用車両による出張裁断など、排出者の不安の解消、情報漏えいの防止等の措置を講じているリサイクル事業者もあります。 今後、本市において、それらの事業者が実施している機密処理の方法について、必要に応じて現地確認も行って情報を整理し、情報提供を行うとともに、機密書類を排出する際の留意点についても、市のホームページやリーフレット等で紹介していきます。 なお、現在、可燃ごみを排出していただく場合、指定袋の購入費としてごみの処理料金等を負担いただいているところですが、機密書類を含む資源紙は、排出量等の条件によっては有価物として引き取られ、費用の低減に繋がる場合もございます。 これらの条件等をわかりやすく表示するとともに、説明会を開催するなど、周知・啓発に努めてまいります。
25	これまで情報漏洩防止の観点から社内でシュレッダー処理した上で、可燃ごみとして排出してきたが、民間回収・溶解処理等へ委託せざるを得ず、事業者の一方的な費用負担増となる。 過度なリサイクル推進は分別混乱や品質低下を招くおそれがあり、保管スペースにも限界があることから、シュレッダー紙は例外的に可燃ごみ排出を認める柔軟な運用を求めるとともに、排出禁止とする場合、安全に資源化できる回収ルート、インフラ整備等の支援策を先行すべき。	

（5）少量排出・禁忌品に関するご意見 15 件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
26	薄紙や小片まで可燃ごみとして一律排出禁止とする運用は困難である。 少量の排出は排出禁止の対象から除外してもらいたい。	資源紙は、少量であっても分別して集めることで再資源化が可能であることから、サイズによって排出方法に違いはなく、メモ用紙や紙の切れ端などの小さな紙類についても、資源化が可能なものは資源紙として排出していただくようご理解をお願いいたします。 ただし、汚れた紙、感熱紙、粘着物が付着した紙、禁忌品の除去が困難な紙など、
27	改正案の趣旨には賛同するが、学校では制作活動等で細かい紙片が多く、すべてを再資源化することは現実的に困難である。 細かい切れ端や清掃で汚れた紙（油・	

	水・汚物等）は資源化に不向きなため、可燃ごみとして扱えるようにするなど、教育現場の実情に応じた柔軟な運用を求める。	再資源化に適さない紙類は、可燃ごみとして排出してください。 今後、資源紙の排出禁止の実施に先立ち、分別方法や禁忌品を分かりやすく示したリーフレットを作成するなど、排出事業者が適正な分別・資源化に取り組めるよう、必要な周知・啓発に努めてまいります。
28	紙類の排出がごく少量の零細事業者まで一律に分別・資源回収や業者契約を求めるのは、目的に比して負担が過大で合理性を欠く疑いが強い。 排出実態に応じて除外や簡素化など、過度な一律規制にならない運用を求める。	
29	ビニール封入 DM、宛名ラベル・タックシール・テープ・窓フィルム、宅配伝票台紙、複写伝票（ノンカーボン）、熱転写紙、判別困難なコーティング紙、青焼き、油汚れなどの禁忌品（リサイクルに適さない紙類）が混在しやすく、少量の混入でも資源化不可となり、剥離・切除・選別の手間も過大である。 したがって、禁忌品（リサイクルに適さない紙類）を除去する前提でない受入基準の明確化と、禁忌紙混入時の現実的な処理ルート整備を求める。	
30	現場で迷いなく分別できるよう、該当範囲と判断基準（具体例含む）を明確化されたい。 特に、コーティング紙、ラミネート紙、複写伝票・感熱紙・カーボン紙など、リサイクル困難または分別困難な紙の取扱いを示されたい。 また、汚れ・臭い等でリサイクル不可な紙は従来どおり可燃ごみとして排出して差し支えないか。	
31	道路街路樹管理作業で出たごみに混在する紙類については、現実的に分別することは難しく、それらの焼却については認めてもらいたい。	道路維持管理作業に出たごみに混在する紙類については、汚損されていることが容易に想定され、資源化が不可能であることから、可燃ごみとして排出してください。

（6）共同住宅から発生する廃棄物に関するご意見　3件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
32	ごみの排出場所が公道に面していないため、家庭系ごみにもかかわらず、事業系ごみとして排出しているが、規則改正により、過度な規制がかかることになり、生活が不便になる。 環境意識は大事だが、市民の生活にも配慮した現実的な施策にしてもらいたい。	共同住宅の建築物の管理者等が、居住者から排出される家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）を、当該建築物の事業の一環から排出された事業系一般廃棄物（事業系ごみ）として処理する場合は、管理者等が廃棄物を適正に分別し、資源化していただくようお願いしています。 なお、家庭系一般廃棄物として資源紙を排出する場合には、地域の資源集団回収や回収拠点の活用もご検討ください。
33	一部のアパート等で居住者のごみを「事業系ごみ」として排出している場合、排出者は貸主または管理業者であり、受入れ拒否等が生じた際は貸主等の責任で適正に分別・是正のうえ再排出すべき、との理解でよいか。 排出者が管理者等の場合、資源紙の可燃ごみ排出を一律に禁じると、管理者等の分別確認・是正負担が増大する。特にワンルームマンションでは入居者の再資源化手段はなく、適正処理の実効性も低下し得るため、現行運用の維持を求める。	

（7）その他のご意見 15件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
34	ペーパーレス化により、紙類の削減は可能となる一方で、簡易包装に対する顧客の意識改革が必要である。行政においては市民への啓蒙を担うべき。	廃棄物の減量・資源化の推進には市民の理解と協力が不可欠であり、本市では、様々な媒体を使った啓発・情報発信を行っているところです。引き続き、市民の行動変容に繋がる発信に努めてまいります。
35	神戸市の見積書･納品書･請求書の紙提出や押印を前提とする運用は、人手不足の現場に過度な負担を強いており、行政こそ率先して電子化・簡素化すべきである。 また、カラー刷りや厚手紙、様式変更による旧様式の廃棄、手紙等の郵便物など神戸市内の無駄を自ら点検し、現	本市では、業務の効率化と働きやすいスマートな職場環境を実現するため、ペーパーレス化の全庁的浸透・徹底を図り、事務の原則電子化と押印廃止などに取り組んでいるところです。 また、契約事務においても、業務効率化およびDXの推進の観点から、令和5年4月より、原則、電子契約とする運用

	場任せにせず実態を調査して、紙媒体を削減すべき。 自分の足元から見直し、資源紙の排出禁止は市役所などの公的機関のみで実施する形も、検討してもらいたい。	を行っており、引き続き、ペーパーレス化の推進に努めてまいります。 循環型社会への変革に向け、市民・事業者・行政による徹底的な減量・資源化の取組みが不可欠です。引き続き、廃棄物の削減および環境負荷の低減に向けた取組みへのご協力をよろしくお願いいたします。
36	事業系資源紙の排出禁止の流れ自体には反対しないが、ダイレクトメールや不要なカタログ等の「迷惑ごみ」が大半を占めており、これらの処分費用と手間を事業所側に負担させるのは不合理である。 循環型社会の実現には送付する事業者への規制・対策を先に講じるべきである。	循環型社会の実現には、生産から廃棄までのすべての段階で、市民・事業者・行政による徹底的な減量・資源化の取組み、廃棄物の適正処理が不可欠です。 すでに循環型社会形成推進基本法において、事業者の責務として廃棄物の発生を抑制するために必要な措置を講ずる必要がある旨が規定されており、今後、様々な機会を捉えて、そのことを働きかけていきたいと考えています。
37	本件改正について、家庭ごみへの適用の有無と将来的な拡大予定、ならびに容器包装プラに用いられる紙への適用の有無を確認したい。家庭での分別強制は負担が大きく、適用は避けるべきである。 また、事業系ごみについては、CC への持込だけでなく、事業所を巡回するパッカー車の収集する可燃ごみにも適用されるのか。	本規則改正は、一般の家庭生活に伴って排出される廃棄物（家庭系ごみ）への適用はありません。 家庭系ごみとして排出されている資源紙については、資源集団回収にご協力いただいており、現時点で排出ルールの変更予定はありません。 なお、今回の取組みは事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）を対象としており、一般廃棄物許可業者が収集する廃棄物にも適用されます。
38	資源紙の買取単価が向上すれば、コスト面でのメリットも生まれ、より再資源化を推進しやすくなるため、行政から資源紙の買取単価向上の働きかけをしてもらいたい。	本市から買取単価向上を働きかけることは難しいと考えますが、近年の買取相場は、少子高齢化による発生量減少、EC（電子商取引）市場拡大に伴う段ボール需要の高まりや資源紙発生量の減少により、全体として上昇傾向で推移しているとされています。
39	資源紙が買取されるのであれば、部外者による持ち去り対策や放火などへの対策を講じる必要がある。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者は法令や市の一般廃棄物処理基本計画等に従って、自ら処理、又は

40	排出禁止により、違反した可燃ごみが積み残されることで、排出場所の近隣住民に迷惑がかかることが懸念される。	適正な処理業者に委託する責任があるとされています。 事業者の皆様には、この規定に基づき、適切に処理していただくよう周知を図ってまいります。
41	廃棄物処理法が事業者の再生利用について原則として努力義務を定める中、条例によって一律の禁止義務に引き上げることは適法なのか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条により、市町村に対し、一般廃棄物処理計画を策定し、一般廃棄物の分別区分や適正な処理方法に関する基本的事項などについて定めることを義務付け、市町村は、同処理計画に従い、区域内の一般廃棄物を処理する義務があります。 また、事業者は法令や市の一般廃棄物処理計画等に従って、自ら処理し、又は適正な処理業者に委託する責任があります。 すでに近隣市や多くの政令指定都市が行っているように資源化可能な紙類を市焼却施設に搬入することを禁止することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するものではありません。
42	可燃ごみに「資源紙」が混入した場合、罰則は想定されているのか。	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例及び同施行規則において、受入基準を定めており、この基準に違反した場合、その廃棄物の除却等の措置を講ずべきことを命ずることができ、この命令に違反した場合は、10万円以下の罰金が課されることがあります。

※このほか、本件意見募集とは直接関係のないご意見（6件）を承っておりますが、当該意見の公表及び意見に対する神戸市の考えはお示しいたしません。